

世田谷国公法弾圧事件の東京高裁判決に対する抗議声明

1 東京高等裁判所第6刑事部（出田孝一裁判長）は、本年5月13日、厚生労働省職員であった宇治橋眞一氏に対する国家公務員法違反被告事件につき、宇治橋氏の控訴を棄却し、罰金10万円の不当な有罪判決を維持する判決を言い渡した。

2 本件は1974年の猿払事件最高裁判所大法廷判決の判断の正否が問題となる重要な事件であったにもかかわらず、東京高裁第6刑事部は、弁護人からの学者等の証人尋問及び被告人質問請求をすべて却下し、実質的な審理を放棄して上記判決を言い渡した。

同じく国公法違反が問題となった国公法堀越事件において、東京高等裁判所第5刑事部（中山隆夫裁判長）は、10名の証人を採用して審理を尽くし、堀越氏の職務内容とその裁量の余地のないこと、管理職でないこと、行為の態様などを詳細に認定し、勤務時間外に職場から離れた自宅付近で職務と関係なく行った行為につき「公務の中立的運営とこれに対する国民の信頼」が危険にされたか否かを慎重に審理し、表現の自由に配慮した無罪判決を出している。これに対し、堀越事件と同じく勤務時間外に職務と関係なく日本共産党の機関紙号外を配布していた世田谷事件に関しては、その事実関係をまったく鑑みることなく、実質的な審理を行わなかった東京高裁第6刑事部は、その職務を放棄したものと言わざるを得ない。

3 また、堀越事件東京高裁判決は、民主的政治過程における表現の自由の価値とこれを肯定する国民の法意識をあげ、公務員の政治活動の規制を厳しく限定している。これと比べると、本判決が表現の自由の価値についてなんら言及することなく、宇治橋氏を有罪としたことは、許し難い。

4 わが国の人権については、国際自由権規約委員会が、2008年10月、政治的ビラ配布行為によって公務員が逮捕、起訴されたことについての懸念を表明し、表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきとの勧告をしている。先の堀越事件判決がこの国際標準と現代社会の趨勢を十分に配慮した上で、堀越氏に対し無罪判決を出していることに鑑みると、本判決は時代の趨勢と世界の人権基準に逆行するものである。

自由法曹団は、憲法や国際社会からの批判を何ら鑑みることなく宇治橋氏に対し有罪判決を出した東京高裁第6刑事部の姿勢に、重大な人権と民主主義の危機を覚え、これに強く抗議をする。

5 宇治橋氏と弁護団は、本判決に対し即日上告した。

世田谷国公法弾圧事件は、国民の自由と日本の民主主義の未来に関わる重大な問題である。最高裁判所の審理においては、歴史的な批判に耐える正しい判断が求められるこの事件を、速やかに大法廷に回付すべきである。

自由法曹団は、国民の人権と日本の民主主義を守るため、宇治橋氏の無罪判決を獲得するため、全力をあげて奮闘する決意である。

2010年5月17日

自由法曹団
団長 菊池 紘